

福岡県医発第1311号(地)

平成20年 9月16日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

那珂川町公費医療費支給制度（乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療）
の一部改正について

那珂川町における公費医療費支給制度（乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療）
につきまして、福岡県公費負担医療費支給制度の一部改正に伴い、別紙のとおり取扱
う旨、那珂川町より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

改正内容につきましては、平成20年8月12日付福岡県医発第1103号（地）中、
別表「市町村別改正状況」にて既に連絡申し上げておりますが、今般、那珂川町より
正式に通知が参りましたので、お送りいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事	毛利康茂
医療保険副担当理事	島田昇二郎
障害福祉担当理事	名取一幸
障害福祉副担当理事	廣瀬真恵
会長	丸山 泉



(公印省略)

20 那子第 2340 号
平成 20 年 9 月 5 日

医療機関各位

那珂川町長 武末 茂喜
(子育て支援課子育て支援担当)

那珂川町公費医療費支給制度（乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療）
の一部改正について

初秋の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本町の公費医療等の運営につきましては多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県公費医療費支給制度の一部改正に伴い、本町公費医療費支給制度も子育て支援、障害者福祉支援及び保護者の経済的負担軽減を図るため、平成 20 年 10 月 1 日診療分から一部改正を行うこととしております。

つきましては、本町公費医療支給制度改正内容及び改正ポスターをお送りいたします。今後とも本制度の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

お問合せ先
健康福祉部子育て支援課
TEL 953-2211
内線 153・154



「子育てのまち」から 「もっと子育てのまち」へ

那珂川町は、全ての子どもたち(小学校就学前)の
医療費完全無料化を実現します。

那珂川町の乳幼児医療費完全無料化は、
福岡県トップクラスの施策です。

平成20年10月1日から公費医療費支給制度が変わります

福岡県の制度と那珂川町の制度の比較

	改正後の福岡県の制度	改正後の那珂川町の制度
対 象 者	通院:小学校就学前 入院:小学校就学前	通院:小学校就学前 入院:小学校就学前
所得制限	3歳未満:ありません 3歳以上:あります ※児童手当の基準と同じ。	ありません
自己負担	3歳未満:ありません 3歳以上:通院600円/月(上限) 入院500円/日(月7日限度) ※いずれも1医療機関ごとに自己負担。	ありません

1 乳幼児医療費支給制度

子育て支援策の一環として、乳幼児の健やかな育成支援の向上と福祉を増進するために、乳幼児にかかる医療費助成の対象を拡大し、保護者の経済的負担を軽減します。

改正の概要

※下線箇所変更部分

	現 行	改正後
対 象 者	通院:4歳未満 入院:小学校就学前	通院:小学校就学前 入院:小学校就学前
所得制限	ありません	ありません
自己負担	4歳未満:ありません 4歳以上:初診料、往診料の自己負担分相当額	ありません



対象者

通院の医療費助成を4歳未満から小学校就学前(6歳になる日以後の最初の3月31日までの間)まで引き上げます。

※生活保護を受給している世帯に属している人は乳幼児医療の対象となりません。

所得制限

ありません

自己負担額

通院・入院とも自己負担はありません(交通費、容器代、入院室料の差額、入院時の食事療養標準負

担額の経費は、公費負担されません)

有効期間

6歳になる日以後の最初の3月31日までの間

手続き

平成20年8月31日現在、乳幼児医療証の交付を受けている人

新たな手続きは必要ありません。

平成20年9月中旬に新しい医療証をご自宅に郵送します。(平成20年9月1日以降に出生・転入の手続きをされる人には、子育て支援課窓口にてお渡しします)

平成20年8月31日現在、重度心身障害者医療証および母子家庭等医療証を持っている就学前までの人

新たに申請が必要です。手続きにはお子様の健康保険証と重度心身障害者医療証・母子家庭等医療証を忘れずに持参してください。

問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当

☎ 95312211

内線1521154



② ひとり親家庭等医療費支給制度(旧母子家庭等医療費支給制度)

「母子家庭等医療費支給制度」は、改正に伴い名称が「ひとり親家庭等医療費支給制度」に変わります。また、新たに父子家庭の親子が助成の対象となり、一人暮らしの寡婦の人への助成は平成22年10月1日をもって廃止となります。

改正の概要

※下線箇所変更部分

	現 行	改正後
制 度 名	母子家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭等医療費支給制度
対 象 者	母子家庭 養育者家庭 一人暮らしの寡婦	母子家庭 父子家庭 養育者家庭 一人暮らしの寡婦 平成22年10月1日廃止(経過措置あり)
所得制限	児童扶養手当の基準と同じ	児童扶養手当の基準と同じ
自己負担	初診料、往診料の 自己負担分相当額	通院 800円/月(上限) 入院 500円/日 (月7日限度) ※いずれも1医療機関ごとに自己負担。 ※一人暮らしの寡婦については別表1 のとおりです。

対象者

父子家庭の助成拡大について

離婚または死別、未婚によって父子家庭となり、かつ現在内縁を含み婚姻関係がない人が対象です。そのほか、一年以上配偶者が生死不明・遺棄・拘禁・障がいがある人(年金の障害等級1級程度)なども対象となります。また、「配偶者のない男子」が「父母のない児童を養育している場合、準父子家庭として助成の対象となります」。

※父子家庭の認定基準および認定方法などは、母子家庭と同様です。

後期高齢者医療被保険者について

ひとり親家庭の父母および養育者(準母子および準父子の養育者に限る)が後期高齢者医療被保険者である場合も、新たに対象者となります。

所得制限

現行どおり児童扶養手当制度の基準を適用します。
受給者(母、父または寡婦)の前年の所得、または受給者と生計を一にする扶養義務者の前年の所得が規定の額を超えるときは、助成を受けられません。

自己負担

入院ともそれぞれ1医療機関ごとに自己負担。
[入院]1月あたり800円を上限
※一人暮らしの寡婦は下記の限度とする
※一人暮らしの寡婦は下記のとおり。

有効期間

現在：8月1日
改正後：10月1日
※一人暮らしの寡婦は、平成22年9月30日まで

22年9月30日まで。

更新時期

現在：毎年7月下旬
改正後：毎年8月1日～8月31日
※一人暮らしの寡婦は、平成21年8月の更新まで。

更新時期は、児童扶養手当の現況届の受付と同時に変わります。

手続き

平成20年8月1日現在、母子家庭等医療証(黄色)の交付を受けている人
新たな手続きは必要ありません。
切替手続きの際に、新しい母子家庭等医療証(有効期間8月1日から9月30日まで)と合わせて、ひとり親家庭等医療証(有効期間平成20年10月1日から平成21年9月30日まで)をお渡しします。

3歳以上就学前までの児童

ひとり親家庭等医療費支給制度では対象外となるため、乳幼児医療費支給制度の新規申請が必要です。

父子家庭の父および児童、後期高齢者医療該当者

新規申請が必要です。左記のものをご持参のうえ子育て支援課窓口で手続きをしてください。

必要書類

- ① 戸籍謄本(請求者および対象児童のもの)
- ② 健康保険証(請求者および対象児童のもの)
- ③ 印鑑(認め印)
- ④ 平成20年度の所得証明書(※)
※平成20年1月2日以降に那珂川町に転入してこられた方の

必要な。平成20年1月1日現在、住民票のあった市区町村で交付を受けてください。

⑤ その他(状況によっては申立書など別途書類の提出をお願いする場合があります)

一人暮らしの寡婦の経過措置について

① 平成20年10月1日以降は、新規認定を行いません

※平成20年9月30日現在受給している人は、平成22年9月30日まで助成を受けられます(医療証の更新は必要)

② 後期高齢者医療被保険者となれば、助成を受けられなくなります

③ 一度対象外となった人は、再度助成を受けられません

自己負担額が左表の通り段階的に引き上げられます。

別表1

[入院ともそれぞれ1医療機関ごと(薬局を除く)]

期間	通院	入院
H20.10.1～ H21.9.30	1,000円/月 (上限)	12,000円/月 (上限)
H21.10.1～ H22.9.30	2,000円/月 (上限)	24,000円/月 (上限)
H22.10.1～	制度廃止	

問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当

☎ 95312211
内線1525154

③ 重度障害者医療費支給制度

「重度心身障害者医療費支給制度」は、改正に伴い名称が「重度障害者医療費支給制度」に変わります。
また、助成の対象者は精神障がい者まで拡大されますが、所得制限および自己負担額が変更になります。

改正の概要

※下線箇所変更部分

	現 行	改正後
対 象 者	身体障がい者(身障手帳1・2級) 知的障がい者(IQ35以下) 重複障がい者(身障手帳3級かつIQ50以下)	身体障がい者(身体障害者手帳1・2級) 知的障がい者(IQ35以下) 重複障がい者(身障手帳3級かつIQ50以下) <u>精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)</u>
所得制限	ありません	<u>あります 特別障害者手当の基準と同じ</u> ※ただし平成22年6月30日までの医療証をお持ちの人は経過措置があります。
自己負担額	65歳未満:初診料、 往診料の自己負担分相当額 65歳以上:ありません	<u>通院 500円/月(上限)</u> <u>入院 (一 般)500円/日(月20日限度)</u> <u>[低所得]300円/日(月20日限度)</u> ※いずれも1医療機関ごとに自己負担。 ※低所得は市町村民税非課税世帯です。 ※精神障がい者の精神病棟入院に係る費用は助成対象外。
有効期間	平成19年7月1日から平成22年6月30日	10月1日から翌年9月30日
更新時期	6月更新(3年ごと)	7月更新(毎年)

対象者

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人も助成の対象になります。ただし、精神病床へ入院した場合は助成の対象になりません。

所得制限

障がい者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得額(1月から9月までの場合は前々年)が規定の所得制限限度額を越える場合は対象となりません。

ただし、平成20年9月30日までに受給資格の認定を受けている人は経過措置として平成22年6月30日までは、所得制限はありません。

自己負担額

1医療機関ごとに自己負担がかかります。

【通院】1月あたり
500円を上限

【入院】1日あたり
一般所得者500円・

低所得者(※)300円
(それぞれ月20日を限度とする)

※加入医療保険の限度額適用認定証(低所得)または限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得)の提示が必要です。

有効期間(更新時期)

有効期間が1年に変更され、毎年7月に更新手続きが必要です。

手続き

申請手続きが必要となります。以下のものをご持参のうえ福祉課窓口で手続きをしてください。手続きに必要なもの

① 現在お持ちの重度心身障害者医療証

② 同意書、印鑑

③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(該当の手帳のみ)

④ 健康保険証

⑤ 本人および同居者全員の平成20年度所得証明書(※)
※平成20年1月2日以降に那珂川町に転入してこられた人のみ必要。平成20年1月1日現在、住民票のあった市区町村で交付を受けてください。

問い合わせ先

福祉課福祉担当

☎953-2211

内線1325134



～より一層の子育て支援、障害者福祉支援を図るために～

平成20年10月1日から那珂川町の公費医療費支給制度が変わります。

～乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭等医療費支給制度～

平成20年9月30日まで

乳幼児医療費支給制度

- 対象者: 通院… **4歳未満までの児童**
入院…小学校就学前までの児童
- 本人負担: 4歳未満…無料(入院・通院)
4歳以上…初診料・往診料の自己負担分相当額

平成20年10月1日から

乳幼児医療費支給制度

- 対象者:
入・通院とも小学校就学前までの児童
- 本人負担: **無料**

平成20年9月30日まで

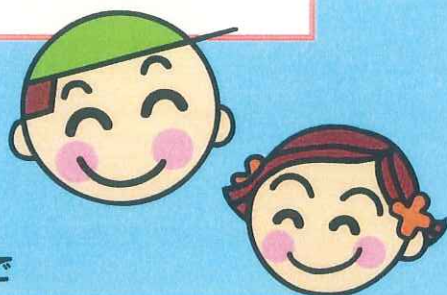
重度心身障害者医療費支給制度

- 対象者:
身体障害者(身体障害者手帳1・2級)
知的障害者(IQ35以下)
重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下)
- 本人負担:
65歳未満…
初診料・往診料の自己負担分相当額
65歳以上…**無料**

平成20年10月1日から

重度障害者医療費支給制度

- 対象者: 身体障害者(身体障害者手帳1・2級)
知的障害者(IQ35以下)
重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下)
- 精神障害者** **精神障害者保健福祉手帳1級**
※精神病床への入院は対象外
- ※3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です。
- 本人負担: **通院500円/月(上限)**
入院(一般)500円/日(月20日限度)
〔低所得〕300円/日(月20日限度)



平成20年9月30日まで

母子家庭等医療費支給制度

- 対象者: 母子家庭、父母のいない子
一人暮らしの寡婦
※児童は**3歳**から18歳の年度末まで
- 本人負担: **初診料・往診料の自己負担分相当額**

平成20年10月1日から

ひとり親家庭等医療費支給制度

- 対象者: 母子家庭、**父子家庭**、父母のいない子
※児童は**小学校就学後**から18歳の年度末まで
※3歳以上～小学校就学前の児童は乳幼児医療の申請が必要です。
- 本人負担: **通院800円/月(上限)**
入院500円/日(月7日限度)

一人暮らしの寡婦の方はH22.9.30まで助成対象(自己負担額を1年毎に引上げます)

☆本人負担については、いずれも1医療機関ごとにかかる料金です。

☆入院時の食事代・居住費等の本人負担及び医療保険の適用を受けない費用についてはこれまでどおり本人負担になります。

※これらの制度は那珂川町が実施する制度です。内容は市町村によって異なる場合があります。

